

4. ご利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

【ご利用料金】

サービス内容		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
身体介護	20分未満	1,670円	167円	334円	501円
	20分～30分未満	2,500円	250円	500円	750円
	30分～1時間未満	3,960円	396円	792円	1,188円
	1～1時間半未満	5,790円	579円	1,158円	1,737円
	以後30分増すごと	約840円増	84円	168円	252円
生活援助	20分～45分未満	1,830円	183円	366円	549円
	45分以上	2,250円	225円	450円	675円
身体生活 (混合)	生活援助が20分以上	身体単位数+670円	+67円	+134円	+201円
	生活援助が45分以上	身体単位数+1,340円	+134円	+268円	+402円
	生活援助が70分以上	身体単位数+2,010円	+201円	+402円	+603円
通院等乗降介助		990円	99円	198円	297円
特定事業所加算Ⅱ		上記計に対し10%増			
特別地域訪問介護加算		上記計に対し15%増			
初回加算		2,000円	200円	400円	600円
緊急時訪問介護加算		1,000円	100円	200円	300円
介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の合計に対し13.7%増 ※支給限度額管理の対象外の算定項目			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の合計に対し6.3%増 ※支給限度額管理の対象外の算定項目			

※早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)は加算(25%増)があります。

※やむを得ず、2人のホームヘルパーで援助した場合はご利用料金が2倍になります。

【加算体制の説明】

加算種類	内 容（当事業所の状況）
特定事業所加算Ⅱ	<p>厚生労働大臣が定める以下の基準のすべてに適合している場合、特定事業所加算Ⅱとして1回につき所定単位数の10%を加算します。</p> <p>① 全てのホームヘルパーに対し、個別に研修計画を作成し、研修を実施している。</p> <p>② ご利用者に関する情報伝達やサービスの留意点の伝達、またはホームヘルパーの技術指導を目的とした会議を定期的の実施している。また、サービス提供に際して、サービス提供責任者がご利用者を担当するホームヘルパーに対し、ご利用者に関する情報やサービス上の留意点を文書等の確実な方法により伝達してからサービスを開始するとともに、サービス提供終了後、担当するホームヘルパーから適宜報告を受けている。</p> <p>③ 全てのホームヘルパーに対して健康診断等を定期的の実施している。</p> <p>④ 緊急時における対応方法が利用者に明示されている。</p> <p>⑤ ホームヘルパーの総数のうち介護福祉士が3割以上いる。</p> <p>⑥ 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士である。</p>
特別地域訪問介護加算	<p>厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問介護事業所は特別地域訪問介護加算として1回につき所定単位数の15%を加算するものです。</p>
初回加算	<p>新規に「訪問介護計画書」を作成したご利用者に対して、サービス提供責任者が利用開始月（あるいは初回）に訪問介護を行った場合または訪問介護員に同行した場合。</p>
緊急時訪問介護加算	<p>ご利用者（ご家族）からの依頼に基づき、介護支援専門員と連携のうえで、介護支援専門員が作成する「居宅サービス計画書」の計画外の訪問介護を緊急に行った場合。</p>
介護職員処遇改善加算Ⅰ※1	<p>介護職員の処遇（給与・研修体制等）の改善をし、介護職員の定着を図っている法人に対する加算。</p>
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	<p>※1に加え、職場環境などの要件を満たしている場合</p>